

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第四十八条 法第五十八条の三第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会 次に掲げる事項</p> <p>〔イ〜ニ 略〕</p> <p>ホ 組合又は連合会の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 組合又は連合会の有する債権（規則第二百二十一条第一号に定める別紙様式第一号（一）又は同条第三号に定める別紙様式第三号（一）中の貸借対照表の有価証券中の社債（連合会</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第四十八条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>〔イ〜ニ 同上〕</p> <p>ホ 「同上」</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額</p>

にあつては、貸借対照表の社債）（当該社債を有する組合又は連合会がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。第三項第一号ハ(2)において同じ。）、「貸出金、外国為替、その他の資産（連合会にあつては、その他資産）中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。第三項第一号ハ(2)において同じ。）をいう。（3）において同じ。）のうち次に掲げるものの額及び(i)から(iv)までに掲げるものの合計額

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。（3）及び第三項第一号ハ(2)(i)において同じ。）

(ii) 危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従つた債権の元

(i) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行つた部分を除く。（ii）において「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。（3）及び第三項第一号ハ(2)(i)において同じ。）に該当する貸出金

(ii) 延滞債権（未収利息不計上貸出金であつて、(i)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的とし

本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（(i)に掲げるものを除く。）をいう。(3)及び第三項第一号ハ(2)(ii)において同じ。）

(ii) 三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（i）及び(ii)に掲げるものを除く。）をいう。(3)及び第三項第一号ハ(2)(iii)において同じ。）

(iv) 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（i）から(iii)までに掲げるものを除く。）をいう。(3)及び第三項第一号ハ(2)(iv)において同じ。）

(v) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(i)から(iv)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。(3)及び第三項第一号ハ(2)(v)において同じ。）

(3) 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額

〔4〕(7) 略

て利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。(3)及び第三項第一号ハ(2)(ii)において同じ。）に該当する貸出金

(iii) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（i）及び(ii)に掲げるものを除く。）をいう。(3)及び第三項第一号ハ(2)(iii)において同じ。）に該当する貸出金

(iv) 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（i）から(iii)までに掲げるものを除く。）をいう。(3)及び第三項第一号ハ(2)(iv)において同じ。）に該当する貸出金

〔加える。〕

(3) 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

〔4〕(7) 同上

へ 「略」

「二・三 略」

2 「略」

3 法第五十八条の三第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会

「イ・ロ 略」

ハ 組合又は連合会及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項を当該組合又は当該連合会及び当該子会社等につき連結したもの

(1) 「略」

(2) 組合又は連合会及びその子会社等の有する債権（規則第二百五条第五項第一号に定める別紙様式第六号（二）又は同項第二号に定める別紙様式第七号（二）中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸出金、外国為替、その他の信用事業資産（連合会にあつては、その他資産）中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券をいう。）の

へ 「同上」

「二・三 同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

<p style="text-align: right;">うち次に掲げるものの額及び(i)から(iv)までに掲げるものの合計額</p> <p>(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権</p> <p>(ii) 危険債権</p> <p>(iii) 三月以上延滞債権</p> <p>(iv) 貸出条件緩和債権</p> <p>(v) 正常債権</p> <p>〔3〕・〔4〕略</p> <p>ニ 〔略〕</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>4 〔略〕</p>	<p>(i) 破綻先債権に該当する貸出金</p> <p>(ii) 延滞債権に該当する貸出金</p> <p>(iii) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金</p> <p>(iv) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金</p> <p>〔加える。〕</p> <p>〔3〕・〔4〕 同上</p> <p>ニ 〔同上〕</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>4 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	